

岩手県告示第381号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項又は第5条の3第1項の規定による年金たる補償又は休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額（平成7年岩手県告示第435号）の一部を次のように改正し、平成29年5月1日から施行し、表最低限度額の項の改正規定（「3,930円」を「3,920円」に改める部分を除く。）による改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項又は第5条の3第1項の規定による年金たる補償又は休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の表最低限度額の項の規定は、年金たる補償又は休業補償のうち同年4月1日以後の期間について支給すべきものについて適用する。

平成29年4月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

表最低限度額の項中「4,688円」を「4,751円」に、「5,173円」を「5,333円」に、「5,721円」を「5,894円」に、「6,139円」を「6,233円」に、「6,571円」を「6,654円」に、「6,750円」を「6,893円」に、「6,865円」を「7,031円」に、「6,738円」を「6,792円」に、「6,057円」を「6,191円」に、「4,916円」を「5,009円」に、「3,930円」を「3,920円」に改め、同表最高限度額の項を次のように改める。

最高限度額	13,287円	13,287円	13,958円	16,456円	19,157円	21,279円	24,269円	25,630円	24,976円	20,297円	15,558円	13,287円
-------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------